

第 180 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 31 年 4 月 15 日(月)10:00~12:40
場 所	環境局研修会館
議 題	(仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る判定に関する審議
出席者 29 名	◇審査会委員：12 名 市川委員，太田委員，岡村委員，沖村委員，川井委員，島委員 武田委員，花嶋委員，藤川委員，藤原委員，増田委員，山下委員
	◇環境局職員：9 名 齊藤環境保全部長，中村環境保全指導課長，植木水・土壌担当課長 岡部自然環境担当課長 他事務局 5 名 ◇事業者：8 名 アイリスパートナーズ株式会社 代表取締役社長 古越氏 他 7 名
公開・ 非公開	公開（傍聴人 0 名）

○開会

【議 長】 本日は，先生方にはお忙しいところご出席いただきまして，ありがとうございます。

ただいまから，第 180 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日は，（仮称）神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る判定に関する審議を予定しています。

それでは，事務局，よろしく願いいたします。

【自然環境担当課長】 本日は，今年度第 1 回目の審査会でございますので，事務局の人事異動についてご説明申し上げます。

《人事異動の説明》

それでは議事に入らせていただきます。平成 31 年 3 月 26 日付で事業者であるアイリスパートナーズ株式会社より，（仮称）神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る判定願が提出されました。つきましては，市長意見形成に当たり，審査会よりご意見を賜りたいと存じます。お手元の審議依頼の文書をご覧ください。それでは，環境保全部長よりご審議のお願いを申し上げます。

【環境保全部長】 本来であれば、市長からご審議のお願いを申し上げるところでございますが、公務のため市長に代わりまして私からご審議のお願いを申し上げます。

《審議依頼の読み上げ》

【議 長】 ただいま市長から意見を求められました件については、本審査会においてこれをお受けし、審議を行っていきたいと思います。

【自然環境担当課長】 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

【事務局】 事務局より本日の判定に関する審議について補足説明をさせていただきます。参考資料2をごらんください。

神戸市環境影響評価技術指針において、第2類事業について、実施計画書から評価書までの手続を必要と判定する場合の基本的な考え方を定めています。

そのため、この後事業者よりご説明いただく事業計画や環境影響の予測・評価、環境保全措置の内容が、この基本的な考え方に該当するか否かを基準として判定を行うこととなります。本日の審査会においても、この点を踏まえてご審議いただければと存じます。

【議 長】 ただいま事務局より説明がありましたとおり、本日は、これらの基本的考え方の観点を踏まえてご審議をいただきたいと思います。

次に、この後の事業者からの説明には、貴重な動植物等に関する報告が一部含まれていると聞いております。また、事業者の説明終了後には、審査会意見形成に関する議論を行います。

これらの情報につきましては、神戸市情報公開条例第10条第5号に定める事務事業執行情報及び第10条第4号に定める審議・検討に該当するため、これらの審議は非公開で行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

【議 長】 ご異議ございませんようですので、後ほど貴重な動植物等に関する報告を受ける際には、非公開とする旨の宣言をいたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局は事業者を入室させてください。

《事業者入室，事務局より事業者を紹介》

【議 長】 それでは、事務局より資料1についてご説明をお願いいたします。

《事務局より、資料1（仮称）神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る判定手続についてを説明》

【議長】引き続き、事業者より資料2の植物・動物以外の内容について、ご説明をお願いいたします。

《事業者より、資料2（仮称）神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る判定願のうち、植物・動物以外の部分を説明》

【議長】ありがとうございました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

【委員】資料2の5-3ページに「緑地を23%確保するとともに、残置森林を約7%確保する」とあります。この緑地は盛土後の斜面に設けられると思いますが、造成後どれぐらいの期間で、大雨後でも土砂の流出が起これなくなると推定されていますか。また土砂を含んだ雨水はどこへ流れますか。

例えば、土砂の入った水を調整池で受ける地形になっていればいいのですが、図面を見ると、すぐ川に流れ込むように見えるためです。

【事業者】工事にあたり、はじめに事業区域の北側に調整池をつくります。また、工事中の段階的な土砂の流出対策として、仮設の沈砂池を設けて防災措置を行います。造成後は北側の調整池に排水を全て集めます。

法面については、でき次第すぐに種子吹付を行うことで法面保護を行います。工事期間中は、水の流れができたところを適宜補修を行うことで確実に植栽が定着するよう管理する計画です。

【委員】ただ、事業区域の南西側の斜面から流出した土砂は、北側の調整池に流すことはできないと思うのですが。

【事業者】ご指摘の区域からの排水はそのまま下流の川に流れ込むことになります。

【委員】実際に排水を調整池に流せない法面はどれぐらいの面積ですか。

【事業者】事業区域19ヘクタールのうち約1ヘクタールが調整池に流せない面積になります。

【委員】それはどのあたりになりますか。

【事業者】事業区域の西側になります。

【委員】それに対する対策としては、どのようなことを考えられておられますか。

【事業者】法面緑化で対応したいと考えています。また、防災関連の基準に従い、法面の崩壊が起これないような法面勾配にします。

【委員】それに関連して、残置森林のあたりは急な斜面が続きますが、それに対する対策は全くせず、そのまま置いておくということでしょうか。

- 【事業者】 はい。現在はそういう計画です。
- 【委員】 土砂崩れに対する予防策を講じることはできませんか。
- 【事業者】 現状のまま残したほうが安定すると考えています。
- 【委員】 事業計画について、資料1では「開発区域 19.95 ヘクタール、道路 1.67 ヘクタール」となっていますが、資料2の1－3ページでは「開発区域 19.98 ヘクタール、道路 1.61 ヘクタール」となっています。この違いは何でしょうか。
- 【事務局】 事務局が作成した資料1が誤っていました。申し訳ありません。
- 【委員】 資料2の1－15ページの図面において、業務地区Cにはトラックバースや駐車スペースが記載されていますが、業務地区Bにはこういった設備はないのですか。
- 【事業者】 業務地区Bは、建物の下にトラックバースや駐車スペースがあります。
- 【委員】 大気質に関して、道路に出た後の走行車両の予測はされていますが、駐車車両からの影響はどのように考えておられますか。
- 【事業者】 荷物の積み下ろし中はアイドリングストップすることで大気汚染物質を排出しないように運用していきます。
- 【委員】 冷蔵や冷凍の貨物は取り扱いませんか。
- 【事業者】 現状では取り扱う計画はありません。
- 【委員】 12－1ページに事後調査概要が書かれていますが、工事中の粉じんの測定場所はどこを考慮しておられますか。
- 【事業者】 工事状況に応じて若干変更する場合がありますが、基本的に事業計画地の東西南北で測定することを考えています。
- 【委員】 民家に近い場所がありますか。
- 【事業者】 民家は主に事業区域の北側と西側にあります。東側は阪神流通団地になっています。南側にも民家はありますが、数は多くありません。
- 【委員】 つまり、民家に近い場所は必ず調査できるということですね。
- 【事業者】 はい。
- 【委員】 先ほどのご説明では、残置森林のあたりの急斜面はそのまま残したほうが安定しているということでしたが、既存の急傾斜地の上部に盛土される場所が何か所かあります。そういった場所では、今まで以上に斜面に流れ込む水の量が増えると思います。例えば事業区域北側の業務地区B（5）のあたりなど、既存の急傾斜地に対して本当に影響は生じないのでしょうか。
- 【事業者】 流域は現状とほぼ変えておりません。確かに流出係数が上がる分、流れ出る雨の量が若干増えるという考え方にはなるかとは思いますが、その点についても、まずは表面処理を行った上で適切に対処したいと考えています。
- 【委員】 場内排水計画図を示していただくとわかりやすいと思います。その図がないからこういう質問が出てくると思います。
- 【事業者】 改めて提出させていただきたいと思います。

- 【委員】 先ほど、既存の急傾斜地は放っておくほうが自然のままがいいと言われましたが、斜面の上を造成されるので、造成中の土砂が残存緑地に流れ込まないような対策がぜひとも必要だと思います。
- また、緑地広場、緑地道路、保全池など、似たような言葉がいろいろ出てくるのですが、その違いをご説明いただけますか。
- 【事業者】 緑地広場は、開発を行う上で公共施設として整備する緑地広場です。したがって、一般市民に公開する公園に似た形の緑地広場になります。緑地道路は、有野藤原線の拡幅工事に伴ってできる道路の法面です。保全池については、後ほど動物・植物の部分でご説明いたします。
- 【委員】 1-6ページの図面中の業務地区B(4)のあたりで、法面であるにもかかわらず緑地の色が塗られていない部分があるのはなぜですか。
- 【事業者】 開発事前審査の段階で宅地の法面という位置づけをしていたため黄色に着色しておりますが、実質的には他の法面と同じく緑地になります。
- 【委員】 5-3ページで「緑地を23.12%確保する」とありますが、どの部分を合計するとこの数字になるのでしょうか。
- 【事業者】 1-6ページの緑地広場と緑地と緑地道路を合計したものになります。
- 【委員】 残置森林は入っていないということですね。
- 【事業者】 はい。
- 【委員】 7-3ページの道路交通騒音調査結果を見ると、現状で環境基準を満たしていない結果になっていますね。
- 【事業者】 はい。ただ、St-1につきましては、将来的には2車線から4車線の道路になります。その際には環境基準が緩和されて昼間は70dB、夜間は65dBになり、環境基準を満足することになります。現時点では現状の環境基準をあてはめて評価をしています。
- St-3につきましては、現状で環境基準を超過しています。
- 【委員】 7-16ページの供用後の予測では、St-2以外が環境基準を超過しています。
- 【事業者】 これは、この敷地から出てくる車両全てがそれぞれの予測地点を通るという条件で予測したためです。現状で既に環境基準を超えているところ以外では、この交通量が半分になれば環境基準を満足することができます。
- 【委員】 それぞれの予測地点を通過する交通量が半分になるということは確実なのですか。
- 【事業者】 それが担保できないため、それぞれの予測地点を全ての車両が通過するという最も厳しい条件のもとで予測しました。
- ただ、通行ルートとしては4方向ありますので、半分くらいにはなるのではないかと思っています。
- 【委員】 もう少し精度の高い予測を行っていただく必要があるのではないのでしょうか。

【事業者】 供用後の交通量がある程度定まっていればもう少し正確な交通量の設定ができるのですが、配送の場合、日によっても台数が変わることもあってなかなか正確な数字が設定できないことから、このような条件を設定しました。

【委員】 特に St-3 は民家に近いので、夜間の影響も大きいと思います。

【委員】 環境影響が最大となる条件で予測することは予測手法としては正しいと思います。ただ、7-17 ページで「騒音への環境影響は、実行可能な範囲で回避・低減している」という評価はどうかという印象を受けます。

【事業者】 それに関しては、その上の行でも書かせていただいたとおり、車両管理の徹底などを通じて適切に対応していく予定です。

当初はできる限り東の方向から車両の出入りを計画していましたが、有野藤原線は現状においても、ある程度の渋滞が生じているためできれば西側の神戸三田線を通してほしいという地元住民からのご要望もあったため、このような予測・評価をさせていただいております。

【委員】 7-17 ページの評価の結果で「St-1 の昼間、夜間、St-3 の夜間以外は環境基準を下回る結果となった」とありますが、これはどういう意味ですか。

【事業者】 そこは記載を間違えていたため、正誤表を作成しております。申し訳ございません。

【議長】 他にないようでしたら、ここからの説明には貴重な動植物等に関する情報が含まれますので、会議の冒頭で決議しましたとおり、ここからの審議を非公開とさせていただきます。

それでは、事業者より、貴重な動植物の調査について説明をお願いいたします。

《事業者より、

資料2 (仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る判定願のうちの植物・動物の内容、及び添付資料(植物・動物現地調査結果) について説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【委員】 資料2の5-3 ページで「緑地を23%確保するとともに、残置森林を約7%確保する」とありますが、法面保護のための緑地を除いて、木などが生えてきたら切る必要のない場所というのはどれくらいの面積になるのでしょうか。

また、残置森林を整備して環境保全措置の場所に用いるということですが、具体的にどのような措置を想定しておられるのでしょうか。かなりの部分が急傾斜面ですので、何かができるようなところというのは意外と少ないのではないのでしょうか。

【事業者】 保全すべき植物7種のうち、ギンランにつきましては、残置森林の中に生育

に適した場所があると思いますので、そういった場所に移植していきたいと考えています。

その他の種につきましては、農耕地などの人為的影響を受けている場所で維持されている種ですので、まだ不確定な部分がありますが、保全池の周辺に管理草地を設けて維持管理していくことを考えています。また、場合によっては、川に近い法面下の水が出てくるような場所にノカンゾウを移植できるかもしれません。

最初の質問については、1.4 ヘクタールがそういった場所に該当すると思います。

【委員】 ギンランはうまく移植できるのですか。

【事業者】 実際にやってみないとわかりませんが、他にもギンランが確認されている場所がありますので、そういった場所に移植していきたいと思います。

【委員】 過去のアセス事例では、移植は大抵失敗しています。

【事業者】 太陽と緑の道の周辺を森林として部分的に残せるのであれば、そのまま残すこともできるかもしれません。

【委員】 工事後は事業区域西側だけに残置森林が残って、あとは法面部分の緑地ができるだけですので、9-19ページの表9.2.3に書かれている「事業計画地外の緑地帯と連続するまとまりのある緑地を創出する」といった環境保全措置は本当にできるのでしょうか。

【事業者】 実は、太陽と緑の道をそのまま残すのか市に帰属するのかといったあたりは現在神戸市と協議しているところです。ルートそのものをつけかえる可能性もありますし、逆に全く改変しない場合もあり得ます。そういった状況のため、事業者として、太陽と緑の道の維持管理について言及しづらいところがあります。

【委員】 先ほどのご説明では、法面を森林化するなどの話もありましたが、資料2の景観の予測結果では、法面に樹木がないように見えます。

【事業者】 現状ではどこまで植えられるかわかっていないため、あえて樹木を入れていない状態の予測結果を示させていただいています。

【委員】 近景、中景において建物が目立つ予測結果もありますので、ある程度樹木や樹種を選定して、できるだけ努力を図っていただいた後の予測結果を示していただくことが望ましいと思います。

【事業者】 実際には森林法の基準を満足する内容の植樹を行っていきます。樹種についても、現状の植生を考慮して今後選定していきたいと思います。

【委員】 事業区域の大部分がアスファルトになるので、雨水が洪水調整池に流れてしまって事業区域内でうまく水が循環するのか、あるいはそういった点に配慮されているのかという点が気になりました。今後ご検討いただければと思います。

【委員】 ビオトープを整備するから昆虫やは虫類への環境影響を低減できると書かれ

ていますが、本当にできますか。うまく実現できた事例はあるのですか。

【事業者】 他のアセス事例でカスミサンショウウオやヘイケボタルの保全に関わった実績があります。そういった経験を踏まえた感覚では、ここの場所は動物が生息しやすい環境なので、カスミサンショウウオなどを生息させることができるだろうと感じております。

逆に、事業区域外でカスミサンショウウオがいない場所がありますが、それは人が農耕をされていて過干渉になってしまっていたり、池などは外来種が入り込んでしまって食べられたりしている現状があります。そういった中で、きちんとした浅い池を作って生息環境を確保することも必要なことだと思っています。

また、事業区域外に小さな池がありますが、そこでもカスミサンショウウオや、ヒキガエル、モリアオガエルが確認されておりますので、そういったことも踏まえて保全していきたいと考えています。

【委員】 ここでの保全活動の主体はどういう方になるのでしょうか。

【事業者】 基本的には、事業者がイニシアチブをとってやっていく予定です。今後専門家のご意見を聞きながら詳細を決めていきたいと考えています。

【委員】 そのあたりのことを事業者が必ず実行できるのですか。今の段階でそこまで決めておいてもらわないと意味がありません。

【委員】 先ほど、緑地広場は公共的なスペースとしてつくられるというご説明でしたが、その場所へのアクセスはどうなりますか。

【事業者】 拡幅する有野藤原線から市民の方々がアクセスできるようにします。また、事業区域との境界にフェンスを設置して独立した公園にします。公園の中身については神戸市と協議中です。

【環境保全部長】 土地の最終的な処分はどうなるのですか。アイリスパートナーズは造成後に土地を分譲されると思いますが、どこまでこの事業に関与されるのでしょうか。

【事業者】 土地につきましては、私どもが地権者から一旦購入させていただいて、物流用施設として活用されるという目的のもと、他社との共同事業で造成工事までやらせていただくことまでは決まっております。

そこから先の建築の部分は我々ではできませんが、最終的に建築が完了して供用開始するあたりまでは、アイリスパートナーズが共同事業先と協調してやらせていただきたいと思います。

【環境保全部長】 ビオトープや緑地広場の管理者は誰になるのでしょうか。

【事業者】 事業区域に建物を建てる最終的な事業主はまだ確定しておりませんが、事業主が確定すればきちんと継承していきたいと考えております。それまでは、アイリスパートナーズが責任を持って対応します。

【環境保全部長】 そうであれば、ビオトープは業務地区Bの所有地になるわけですか。

【事業者】 そこはまだ確定しておりませんので今後決めることになりましたが、業務地区

B, Cどちらにも該当しないということになれば、アイリスパートナーズが責任を持って将来にわたり管理していくということになると思います。

緑地公園についても公共的な緑地広場ですが、実際の所有権は事業主にありますので、維持管理も事業主でやらせていただくことになると思います。

【環境保全部長】 例えば、業務地区についてはフェンスで仕切られるとのことでしたが、フェンス外の法面についてもこの業務地区の分譲を受けた事業者が責任を持つ可能性があるということでしょうか。

【事業者】 そのとおりです。要するに、緑地広場は有馬藤原線側からの出入り口を除いてはフェンスでぐるっと囲って、そこ以外には行けないような形にします。

【委員】 1-6ページの調整池の上のあたりで残置森林になっている場所が、1-9ページでは切土部分になっていますが、どちらが正しいのでしょうか。

【事業者】 1-6ページの残置森林が正しい記載です。

【委員】 その隣の緑色の緑地が切土になっているのはなぜですか。

【事業者】 ここは太陽と緑の道に関する協議を行っている場所で、どのような取り扱いになるかは今後決まる予定です。

【委員】 表土を利用するとありますが、どういう植生を期待されているのでしょうか。

【事業者】 森林表土の埋土種子を使って、初期段階はヤマウルシ、ハゼノキ、ヌルデといった先駆性の植物による低木林を形成したいと思っています。これらの植物の実は鳥のいい餌になるためです。あとはアキニレや郷土種のコナラやアベマキを混ぜることによって、鳥類が寄ってこられるような場所にできればと考えております。それに加えて、一部を草地化することによって、事業区域の北側や南側の農耕地をつなげる緑のラインが形成されるのではないかと考えています。

【委員】 アカマツやコナラを後から植えても先駆性の植物に負けてしまうと思いますので、先駆性の植物だけで植生を形成してもいいのではないかと思います。

【事業者】 そういうゾーンがあってもいいかと思いますので、点在する形にするのか、連続的に設けるのかといったところは、森林表土の採取状況も踏まえて計画したいと思います。

【委員】 昆虫確認リストを見ると非常に丁寧に調べられていて、非常に尽力されていることはわかるのですが、同時に種まで特定できていないものが40種類もあります。

こういうアセス手続では希少種がいるかどうかを指標にしますが、名前すらわからないのであれば、ある意味、希少種以上に重要視しなければいけないと思います。そのあたりはどう考えられていますか。

【事業者】 現在の知見でわかる限り調べて、リスト化することが重要と考えています。

【委員】 もちろんそれは否定しません。ただ、希少種でたまたまレッドリストに選定されているものだけに議論を絞り込んでいくというやり方をされるのですが、

種にすら落とせていないものがある。このリストをつくった人は相当真面目に、種まで落とそうとしたんだと思いますが、それでもこれだけ落とせないものが出てくる。

しかも、研究者がほとんどいないような虫だったらわかりますが、そうではないトンボ類であっても種まで落とせていないものがある。それから、アブの仲間には亜科までしか落とせていません。これは非常に気になる点です。

もしこの中に未発見の種が入っていたとしたら、ここの議論でゴーサインを出すことによって、その種を滅ぼしてしまうということもあるかもしれません。

もう一つ言うと、この昆虫確認リストを見て圧倒されているのですが、周辺地域も含めてこれだけの面積の場所にこれだけのものがあるということ、神戸市の近郊にこれだけのものが残っているというのは、生物上からいえば奇跡に近いことです。

さらに言うと、先ほどからの議論を聞いていると、希少種がいる場所が工事区域にかかっていないからこの種に関してはこれで安全ですとか、そういう議論を延々とされていますが、生態学のイロハのイに環境収容力という言葉があります。例えば水にしる何にしる、生息するために必要なものがあればその生きものはそこで住むことができるかといったら、そんな単純なものではありません。そこにある様々な要因で個々の種の個体数というものは変動しているのであって、それに時間軸を入れて考えたときに変動していった結果ゼロになってしまったら、そこでもう絶滅なわけです。そうならない範囲の個体数が維持されるために、場所と生態系の構造が必要なわけです。それを縮めていってこの部分だけ残っているからこの種は大丈夫だなんていう議論はあり得ません。

ですから、善後策を講じようとして努力されているのはわかりますし、それでうまくいく部分もあるかもしれませんが、先ほどから他の委員がおっしゃっていることとも関係するのですが、努力というのは結局、自己満足にしかすぎません。

生きものは非常に貪欲です。住めるところには最大限広がって住むのです。あそこは本当は住めるんだけど残しておこうなんていう生きものはいません。だから、そこに生きものがないということは、そこにいないだけの理由があるのです。それを改造して、例えばビオトープにしたら住めるからいいじゃないかと言いますが、でもそれはそこにいる生きものを殺すことなんです。我々研究者が偉そうなことを言っているように聞こえるかもしれませんが、我々だってそんなこと予測が付きません。

だから、一つ言えることは、神戸市の近郊に残っている、これだけの生きもの多様性がある奇跡みたいなところを潰してしまおうとしているわけです。私がいつも思うのは、そういうことをして潰してしまうときに、市長意見が出されたから、こういう善後策でこれだけの努力をしています、可能な限りのこ

とをやっていますということで事業をやってしまったとしても、10年もたったらみんな忘れていきますよ。

でも神戸市のためにこういうところを潰して、こういうことやらないといけないなというのであれば、それはやったらいいんですよ。やったらいいんですが、それはものすごい犠牲を払ってやっているという痛みがずっと残っていないといけませんよ。それを何かやったから、めでたしめでたしで終わってしまったら、その後の反省がないから、もう繰り返し延々とやるんですよ。

ですから私が言いたいのは、先ほどから生態系を保護するなんて言いますが、生態系なんて保護できません。生態系を代表する生きものをとり上げて保護ができていないから生態系を保護できたなんて、そんなものじゃないですよ。

例えば、ヒミズは新陳代謝が高くて、餌を5時間食わなかったら飢え死にします。信じられないでしょう。そういうヒミズが生きていけるということは、ここにはそれだけの餌、昆虫やミミズといったものの多様性があるから生き残っているんです。

ヒミズは哺乳動物ですから冬眠できません。ですから、春夏秋冬何かしら餌になるものがある場所じゃなければ絶対に住めません。それが生きられるということは、ここはどれだけすばらしいところなのかということです。

それから、ゴイシジミという小さなチョウですが、ゴイシジミの幼虫はアリの巣の中にアリがだまされて、その中で育てなければゴイシジミというチョウは生存できないんですよ。そのゴイシジミがいるということは、ゴイシジミの世話をする非常に複雑な生態を持ったアリがここにいるということです。ちなみに今、そのアリが全国的にどうなっているかといったら、外来性のいろいろなアリにやられてほとんどいなくなっている。ゴイシジミがいるということは、そういうすごい生きものがここにいるということを明らかに示しているわけです。

生態系を保護するというのは、そういう場所を全部まとめて保護することです。生態系を保護するという言葉は、もちろん環境行政のマニュアルに書いてあるのでいいとは思いますが、本当は簡単に口にできる言葉じゃないんですよ。生き物屋の立場と定義が違いますから。このページに書いてあることはどうかという質問に対してはあまり意見を言えませんが、これまでの議論の流れに関してはそういうことが気になっています。

それから、先ほどの話に戻りますが、それだけ食欲で住めるところに住んでいる生きものをウナギの寝床みたいなところに押し込んで、それでそこに最低限住める場所も状況もそろえているから、ここでこれから生存していけるなんていうことはあり得ません。何十年か後に見たら、全部もぬけの殻になっているんじゃないですか。運のいい生きものは生き残っているかもしれませんが。

【委員】 地球温暖化問題の観点から、伐採木の処理方法を教えてください。

- 【事業者】 使えるものは可能な限り使っていきたいと思っています。単に燃やしてしまうのではなく、仮に燃やすにしてもバイオマスボイラーなどで利用してもらって、再生可能エネルギーという形で使えるようにしていきたいと考えています。
- 【自然環境担当課長】 今後の進め方について審査会と事務局で相談したいと思いますので、事業者の方は一旦ご退室いただいてもよろしいでしょうか。

《事業者退室》

- 【自然環境担当課長】 ここまでの審議で、場内排水に関する情報が不足していたり、交通に関する措置としてもっとできることがないのか、あるいは生態系の評価方法や保全措置の不確実性に関する課題が出てきました。一方で、本日は判定の審議を行っていただく場ですので、この場で今後のアセス手続の省略を認めるか否かの判断をいただくのか、もしくは事業者に足りなかった部分の説明をもう一度求めるのかという選択肢があるのではないかと思います。

ただ、事業者の事業計画には不確定な部分が多く、仮に1カ月後に説明を求めたとしても、不確定要素が解消されない可能性が高いように思われます。

- 【委員】 要するに、事業者も細かなところは確定していないわけですね。ですから、確定していないことをどうするんですかと聞いても仕方ありませんが、一方で確定していないまま手続を進めた場合、今後事業がどうなっていくかわからないということですから、それをどう考えたらいいのかという点が、事業者の話を聞いていて気になった点です。

- 【環境保全部長】 今までのお話をいろいろと聞かせていただきますと、事業計画の内容がいろいろと変動する可能性がある中で、事業者がそれに対応しきれていないということがあります。例えば、アイリスパートナーズとして代償措置がずっとできるのかどうか、次の事業者に売却した後はどうなるのか、そういった検証もこれからしていかなければならないはずですので、審査会として、今後のアセス手続の中でそういったことを確認していくべきという決定をしていただく選択肢もあろうかと思います。

例えば1カ月後、2カ月後に説明を求めたとしても、なかなか計画熟度が上がってこないように思います。一方で、複数のケースに応じた検討も行えないということであれば、再び事業者に説明を求めるというよりも、アセスの短縮を認めないという方向を軸にして、審査会でのご意見を集約させていただく方向性もあり得ます。

今日は時間も足りず、意見の詳細な内容まで議論することができませんので、後日改めて審査会を開催させていただきたいと思いますが、今日の議論を踏まえると、この状況でアセス手続の短縮を認める結論を直ちに下すのはなかなか難しいのかなという気がしております。

短縮を認めないという方向で決定いただくのか、それとも、もう一度説明を聞いて判断するということになるのか、そういうことになろうかと思います。

【委員】 わざわざ第1類事業に該当しない面積に減らしているような印象を強く受けます。

【委員】 限りなく第1類事業に近いと思います。

【委員】 5-3ページの市長意見(1)で、「神戸市の地区計画において定められた緑地等を適切に整備することはもとより」という一文がありますが、ここで言う地区計画に定められた緑地というのは、明確な定義があるのでしょうか。

【環境保全部長】 どのような種類の樹林を植えるか、といったことまで定められているわけではないと思います。

【委員】 面積率などではないでしょうか。

【環境保全部長】 おっしゃるとおりだと思います。

【委員】 つまり、いわゆる法面を本当に緑地と言っているのかどうか。単に斜面として残さざるを得ないから法面になっているだけで、それが生物多様性の議論と絡んでくると、芝生なのにそこは残したとか整備したというような表現になってくるのだと思います。今後こういうことを考える上で、どういうものが緑地と言えるのか、そういったことを考えておくことが大事なのかもしれません。

今回の場合でも、実際にこういった斜面を維持しようとする、管理するための道が必要になったりすると思いますので、本当に生物多様性の保全に資する緑地と言えるのかどうかもあやしくなってくると思います。言い方を変えると、単に舗装していませんという以上の意味はないのだと思います。

そのあたりが説明逃れに使われているような印象があるので、このまま手続を省略してしまうと、困ったことが起こるんじゃないかなという気はします。

【環境保全部長】 確かに、緑地が非常に少ない中で生態系を維持しようとするのは難しいという面はありますが、環境アセスメントとしては、やはり事業が実施される中で、いかによりよい環境保全措置が実施されるのか、ということになろうかと思っています。

委員のご指摘も踏まえて、もう少し事業者が、特に生態系を含めて環境保全措置や予測の考え方を整理する必要があると思われることと、環境保全措置、特に代償措置の効果の実効性の検証も全く行われていませんので、もう少し時間が必要なのではないかという気がしております。

本日の審議からアセス手続の短縮を認めないという方向性としつつ、もし必要であれば、本日説明が不足していた項目について、次回の審査会で事業者に説明していただくということいかがでしょうか。

【議長】 それで、よろしいでしょうか。

《異議なし》

- 【議 長】 それでは、短縮を認めない方向で進めていきたいと思います。
- 【環境保全部長】 この場で事業者の説明を求める内容がございましたら、事業者をもう一度呼んで説明の時間をとることもできますがよろしいでしょうか。
- 【議 長】 いかがですか。よろしいですか。
- 【委 員】 事業者は事業区域以外の土地で事業を計画する予定はないのですか。
- 【環境保全部長】 そのあたりはまだ決まっていないとのことです。
- 【委 員】 逆に、事業を行う可能性もあるということですか。
- 【環境保全部長】 その可能性もあると思います。
- 【委 員】 そういうことであれば、その区域も含めて、第1類事業としてアセスメントを受けていただいた方がよいのではないのでしょうか。
- 【環境保全部長】 判定が認められないということになれば、もしかしたら業務地区Aも含めて第1類事業として手続を行う可能性はあります。
- 【自然環境担当課長】 確認ですが、本日は事業者にこれ以上の説明は求めず、一旦判定をしていただく形になるのでしょうか。
- 【委 員】 ビオトープをつくっても、本当に管理していけるのかどうか疑問です。
- 【環境保全部長】 そうしましたら、事務局から事業者に、そのあたりの追加説明をする用意があるかどうかを確認させていただきます。特に集排水図、代償措置の実効性や維持管理方法、騒音の予測方法、景観の予測の妥当性などについての説明が足りなかったと思いますので、そのあたりについて事業者が追加説明を行いたいということであれば、次回の審査会に来ていただくということでもよろしいでしょうか。
- 【自然環境担当課長】 それを踏まえて、次回判定をいただくという形でよろしいですか。
- 【委 員】 つまりこういうことではないのでしょうか。今日の議論の結論から言えば、審査会としては短縮は認めません。ただ、事業者が、今日の審査会でのやりとりを踏まえて追加説明をしたいというのであれば、次回の審査会で、説明をお聞きした上で質疑を行います。その結果、審査会として納得できる説明をきちんとしていただけるのであれば、そこで結論を変えるということもないわけではないということではないのでしょうか。
- 【委 員】 ただし、今日の審査会のやりとりを聞く限りでは、その可能性はあまりないのではないかということではないのでしょうか。
- 【委 員】 排水計画はすでに立てていると思いますので、それについては説明できると思います。
- 【委 員】 短縮を認めない場合は、理由が必要になりますか。
- 【環境保全部長】 はい。ただしそれについては、次回の審査会でご審議いただきたいと思います。
- 【自然環境担当課長】 それでは、今日の時点における判定の方向性としては、短縮を認めないとい

うこととさせていただきます。ただし、次回の審査会で事業者から十分な追加説明がなされれば今日の結論が変わる可能性もあるということにさせていただきますと思います。

判定結果の文面については、次回ご審議いただくということでもよろしくお願いたします。

【議長】 それではこれで本日の審査会を終了いたします。長時間ご審議いただき、誠にありがとうございました。